

### (3) Web 版教材を活用した授業展開例及びワークシート

#### 授業展開例① 第1章「契約ってなに？」 第2章「契約は守るもの！ だけど」

●**題材名** 多様な契約

●**本時の目的**

- ・実際に若者に多いトラブル事例をもとに、注意すべき点を理解する。
- ・今後、消費者トラブルに遭った際の対処法を学習する。

●**指導展開例**

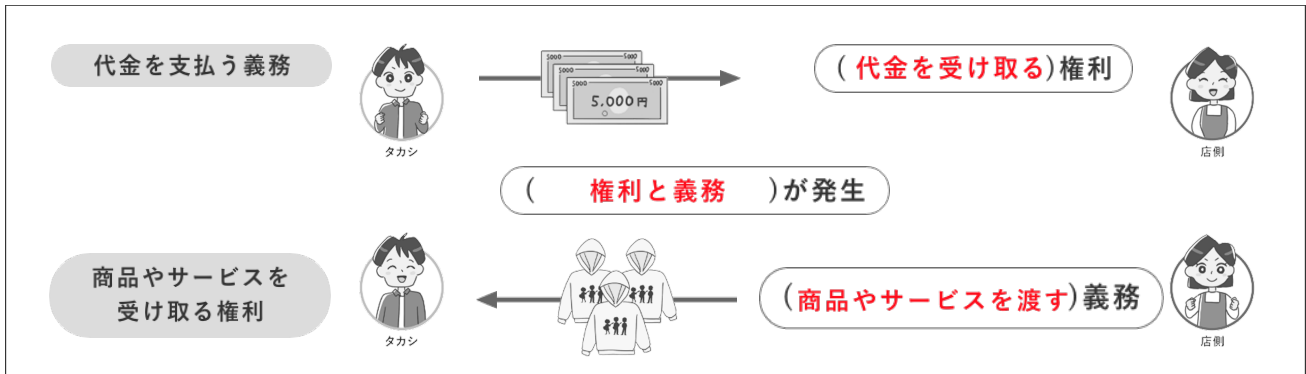
時間	主な活動	指導上の留意点	教材・資料
導入 5分	発問 普段の生活の場において、どのような場面で「契約」をしているか。	●日々の買い物や、公共交通機関の利用等、様々な場面で契約が生じることに気づかせる。	
展開① 20分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●Web版読本第1章第1部「オリジナルパーカーを作りに行こう！」を読み、クイズに答える。</li> <li>●第1部の学習内容をワークシートにまとめる。</li> <li>●第2部「契約するときは、ここに注意！」の4つのクイズに取り組み、第1章のまとめを、ワークシートを通じて行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教材に取り組む前に文化祭でのTシャツづくり等を例に発問し、何を基準にお店を選ぶかを考えさせる。</li> <li>●「契約」を守ることが経済活動の根幹にあることを理解させる。</li> <li>●契約を結ぶことで法的な責任を負うことになるため、慎重に検討することを理解させる。</li> </ul>	ワークシート① Web版教材 第1章
展開② 20分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2章第1部「契約はやめられるの？」を確認し、未成年者取消権について学習する。</li> <li>●「もっと知りたい2-①」の内容をワークシートでまとめ、クイズに取り組む。</li> <li>●「もっと知りたい2-②」の内容をワークシートでまとめ、契約の取消し・無効になる場合を学習する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年年齢の引下げと関連付けて学習させる。</li> <li>●未成年者取消権はすべてで有効ではなく、例外が存在することを理解させる。</li> <li>●契約を結ぶと原則として、それを守る義務が発生するが、例外もあり、トラブルに遭った場合等は消費生活センター等に相談するように指導する。</li> </ul>	ワークシート① Web版教材 第2章
まとめ 5分	学習内容をまとめ、ワークシートに授業を受けて考えたことをまとめる。	今後の消費行動において気をつけるべきことを意識させ、共有する。	

【導入 ～「契約」はどこでしている？～】

どのような場面で「契約」をしているかあげてみよう  
ヒント 学校に来るまでもたくさんの「契約」が存在しているよ

【第1章 第1部 オリジナルパーカーを作りに行こう！】

●契約が成立すると・・・



- 契約については私人間の関係を定める（民法）で定められている  
→契約で合意したことを守ることは、経済活動の基本となる

【第1章 第2部 契約するときは、ここに注意！】

Q1 オリジナルパーカーを作るために、どういう視点でお店を探していましたか？

(例)・インターネットで、お店のHP、口コミ情報や評価を検索したり、友達に相談したりしていた。  
・自分たちの好み・予算・支払方法・作製期間などを検討していた。

Q2 3人は、お店で何を聞いていますか？

(例)・パーカーの生地や色合い、デザインなどについてお店の人と相談していた。  
・店員から金額、作製期間、デザイン変更の条件やキャンセルについての契約内容を聞いていた。

Q3 注文書の控えをもらっていましたか？

(例)・お店の住所や電話番号、契約内容などが記載されている注文書の控えを受け取っていた。

Q4 3人は、なぜ一方的にキャンセルができず、仕方なくオリジナルパーカーを依頼したのでしょうか？

(例)・注文書に記載があるように、注文確定後のキャンセルはできないため、そのまま作ってもらうことにした。

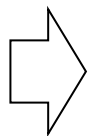
<第1章まとめ>

- 本当に必要な契約かどうかを検討しましょう。
- 契約する相手は、（特定ができ、信頼できる）かどうかを検討しましょう。
- 契約するものやサービスの内容、支払金額、支払方法、解約条件など、（契約内容）を検討しましょう。
- 契約内容がわかる（書面、注文書）などの控えや（事業者情報）は手元に持っておきましょう。
- インターネット通信販売の場合、原則、画面上に契約内容等を表示することが義務付けられています。事業者情報や契約内容がわかる画面、申込画面や事業者からの承諾メール等、画面のコピーをとっておきましょう。また、インターネット通信販売には（クーリング・オフ制度）がありません。返品条件なども確認して、検討しましょう。

## 【第2章 第1部「契約はやめられるの?」】

( 未成年者取消権 )

未成年者が親の同意もなく契約した場合  
あとから取り消すことが出来る制度



2022年(令和4年)4月~  
成年年齢が( 18歳 )になるため、  
18歳以上では未成年者取消権が行使で  
きない。

<もっと知りたい2-① 未成年者取消権が使えない場合>

- 契約相手に( 自分は成人だと嘘を言って )、信じさせて結んだ契約の場合
- 法定代理人の( 同意を得ている )場合
- 未成年者がその後成人して( 追認 )したり、法定代理人が( 追認 )したりした場合
- 取消権が時効になった場合

<もっと知りたい2-② 契約の取消し・無効になる場合>

- ( 錯誤 )による取消し
- ( 詐欺 )による取消し
- 強迫による取消し
- ( 公序良俗 )違反による無効

## 【第2章 第2部「相手が契約を守ってくれなかったら・・・」】

<もっと知りたい 法定解除>

- ( 履行不能 ) 契約内容が実行される可能性が無い場合のこと
- ( 履行遅滞 ) 契約の期日までに契約内容が実際に行われなかった場合のこと
- ( 不完全履行 ) 契約内容は実行されたが、不完全な内容である場合のこと

### 【学習のまとめ】

学習内容を踏まえ、これから契約を結ぶ際に心がけたいことをまとめましょう。

- (例)・契約内容をしっかりと確認してから、慎重に検討して契約を結ぶようにしたい。
- ・インターネットでの購入も増えてきている中で、何かあった際に対応できるように、契約内容や注文先情報等の書面をしっかりと保管しておくようにしたい。
- ・契約トラブルが発生した場合は、消費生活センターに相談するようにしたい。

### 専門の相談窓口

- 最寄りの消費生活センター：消費者ホットライン／局番なし：188
  - 東京都消費生活総合センター：相談窓口／電話番号：03(3235)1155
- ホームページ：東京暮らしWEB(消費生活相談窓口のご案内)